

# 山口県報

平成25年  
3月15日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県立衛生看護学院学則を廃止する規則(医務保険課)	一
告示	一
山口県土地利用基本計画の変更の公表(地域政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	二
保安林の指定(森林整備課)	三
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	四
公告	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)	四
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)	五
肥料の登録の失効(農業振興課)	五
県営川西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	五
山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
選管告示	六
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	六
不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示の一部改正	六



山口県立衛生看護学院学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

### 山口県規則第五号

山口県立衛生看護学院学則を廃止する規則

山口県立衛生看護学院学則(昭和四十六年山口県規則第二十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県告示第八十九号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた山口県土地利用基本計画を変更したので、次の要領により公表する。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 計画の変更の内容

(一) 変更の要旨

山口県土地利用基本計画図のうち、農業地域及び森林地域の一部を変更した。

(二) 変更に係る市町の区域

下関市及び宇部市の区域

(三) 変更の詳細

縦覧に供する変更後の山口県土地利用基本計画図のとおり

二 縦覧の場所

山口県地域振興部地域政策課及び関係市役所

### 山口県告示第九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
サンキ・ウエ ルビイ株式会 社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビイ介護セ ンター岩国	岩国市牛野谷 町二丁目一六 番三三三号	夜間対 応型訪 問介護	平成二五、 二、二八

山口県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社ベス トライフ	下関市豊浦町 大字吉永一六 五の一	ケアライフ小 鯖ヘルパス テーション	山口市下小鯖 五二〇	訪問介 護	平成二五、 一、一
株式会社F o rest	岩国市玖珂町 三四三〇	訪問介護ス テーションあ ゆみ	岩国市玖珂町 三四三〇	"	"
医療法人緑山 会	周南市大字 須々万本郷二 九の一	訪問看護ス テーション周 南高原	周南市大字 須々万本郷二 九の一	訪問看 護	平成二四、 一〇、一
株式会社河村福 祉サービス	宇部市相生町 四番二号	かわ村デイ サービスセン ター	宇部市大字川 上七二〇の九	通所介 護	平成二五、 三、三
社会福祉法人 光栄会	" 大字東 岐波二二三	日の山園向陽 デイサービス センター	" 大字東 岐波四九四〇 の一	"	"
有限会社ベス トライフ	下関市豊浦町 大字吉永一六 五の一	ケアライフ小 鯖デイサービ スセンター	山口市下小鯖 五二〇	"	"

社会福祉法人 美祢市社会福 祉協議会	美祢市大嶺町 東分三二〇の 一	みんなの家あ そう	美祢市豊田前 町麻生下五七 九	小規模 多機能 介護 住宅	平成二三、 六、一
--------------------------	-----------------------	--------------	-----------------------	------------------------	--------------

山口県告示第九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業 名 称	事業所 所在地	指定年月日
有限会社本池	宇部市中村一丁 目三番一号	上宇部居宅介護 支援事業所	宇部市中村一丁 目三番一号	平成二五、 三、一
福祉生活協同組 合さんコープ	山口市桜島二丁 目三三二の八	さんコープ・宇 部居宅介護支援 事業所	" 大字上宇 部七五	"

山口県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社ベス トライフ	下関市豊浦町 大字吉永一六 五の一	ケアライフ小 鯖ヘルパス テーション	山口市下小鯖 五二〇	介護予 防訪問 介護	平成二五、 一、一
株式会社F o rest	岩国市玖珂町 三四三〇	訪問介護ス テーションあ ゆみ	岩国市玖珂町 三四三〇	"	"
有限会社誠心 会	下松市大字河 内一八九七	訪問介護友遊	下松市大字河 内一八九七	"	"

医療法人緑山会	周南市大字須々万本郷二九の一	訪問看護ステーション周南高原	周南市大字須々万本郷二九の一	介護予防訪問看護	平成二四、一〇、〃
株式会社河村福祉サービス	宇部市相生町四番二号	かわ村デイサービスセンター	宇部市大字川上七二〇の九	介護予防通所介護	平成二五、三、〃
社会福祉法人光栄会	〃 大字東岐波二二三	日の山園向日の山園向日のデイサービスセンター	〃 大字東岐波四九四〇の一	〃	〃
有限会社ベストライフ	下関市豊浦町大字吉永一六五の一	ケアライフ小鯖デイサービスセンター	山口市下小鯖五二〇	〃	〃
社会福祉法人新南陽福祉の会	周南市大字米光三六一	周南市新南陽デイサービスセンター	周南市古川町一番一七号	〃	平成一八、四、〃

山口県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字丸山六二四、字平林六三五の一、六三八、東厚保町川東字下猿屋二二四八、一九七三、伊佐町伊佐字浴山一七六六（次の図に示す部分に限る。）、一七六七、字浅倉一八〇八、一八〇九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町嘉万字丸山六二四・字平林六三五の一・六三八・東厚保町川東字下猿屋二二四八・伊佐町伊佐字浴山一七六六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市菊川町大字日新字堂ノ上八四から八七まで、一六四五、字高口一〇三から一〇六まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇八から一一二まで、一六四六から一六四九まで、字六万坊三三三の三、一六五九から一六六二まで、字山ノ下三二九、三三〇、菊川町大字上岡枝字伊良ケ谷二四の一、二四の三、菊川町大字久野字広壇二四二、二四六から二四九まで、字橋ノ口二六一、二六二の二、二六二の三、字上ノ山三六五から三六七まで、三六九、三七三、字法事坊三八六の一、三八六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字日新字堂ノ上八七・字高口一〇五・一一〇から一一二まで・字山ノ下三二九・三三〇・菊川町大字上岡枝字伊良ケ谷二四の一・菊川町大字久野字法事坊三八六の一・三八六の二（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祢市東厚保町川東字上猿屋二二二九、一二二〇の一、秋芳町嘉万字宮地二二八〇の二〇、字魚切二二八八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市東厚保町川東字上猿屋二二二九・一二二〇の一(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第九十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

森野加入区	浮島加入区	久賀加入区	大島町加入区
通津加入区	柱島加入区	神代加入区	大島加入区
平郡加入区	室津加入区	祝島加入区	平生町加入区
光加入区	下松加入区	榊ヶ浜加入区	戸田加入区
新南陽加入区	秋穂加入区	宇部市東部加入区	宇部岬加入区
新宇部加入区	藤曲浦加入区	王喜加入区	南風泊加入区
六連島加入区	蓋井島加入区	室津下加入区	黒井加入区
角島加入区	長門加入区	大島加入区	見島加入区

須佐加入区



(六七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ハートフル優とびあ  
代 表 者 の 氏 名 草田 陽子  
主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字山川七九五番地の七

(六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年四月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人NPO萩城郭保存会  
代 表 者 の 氏 名 番屋 洋

主たる事務所の所在地 萩市大字堀内三九八番地の三

(六九) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者 氏名	住居 住所
山口県生 第五六一号	平成二四、四、二七	魚かす粉末	魚かす粉末	窒素全量 りん酸全量 二四・〇〇 二六・〇〇	該当なし	又氏は エムシー・フア イコム株式会 社	東京都千代田区 一丁目一〇番 地 麹町

(七〇) 肥料の登録の失効

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者 氏名	住居 住所
山口県生 第五二〇号	平成二四、一、一六	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥料二号	窒素全量 りん酸全量 二六・〇〇 二〇・〇〇	公定規格のと お	又氏は 協和発酵バイ オ株式会社	東京都千代田区 町一丁目六番 一 大手
山口県生 第五一一号	"	"	協和乾燥菌体肥料三号	窒素全量 りん酸全量 二五・〇〇 二〇・〇〇	"	"	"
山口県生 第五六五号	"	"	協和乾燥菌体肥料四号	窒素全量 りん酸全量 一四・〇〇 〇〇	"	"	"

(七一) 県営川西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

県営川西地区経営体育成基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 縦覧に供する書類

県営川西地区経営体育成基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年三月十八日から同年四月八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七二) 山口都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画下水道山口市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(七三) 周南都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年三月十五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画下水道光市流域関連公共下水道

平成二十五年三月十五日印刷  
平成二十五年三月十五日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第三十一号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成二十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「秋市指月園

秋市大字椿東一四六〇」を

「養護老人ホームつばき

秋市大字椿二二九八の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

不在者投票のできる保護施設の指定に関する告示(平成二十年山口県選挙管理委員会告示第五十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「秋市救護所

秋市大字椿東一四四八」を

「救護施設つばき

秋市大字椿二二九八の一」に改める。